

6 土第 5 4 4 号
令和 7 年 3 月 7 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

県発注工事の入札・契約に係る特例措置について（通知）

平成 25 年 2 月より入札不調対策として実施している入札・契約制度の特例的緩和措置について、今後も建設業界の技術者不足等に起因する入札不調が懸念されることから、令和 7 年度も継続されることになりましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 特例措置（入札不調対策）の概要

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和

工事現場間相互の間隔が 10 km 以内の工事 2 件について兼任可能

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

① 現場代理人の常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイのいずれか（同時適用は不可）に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短 30 分以内（注）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等 1 件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。

（注）一つの工事に現場が複数ある場合も同様。

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満）

(イ) 現場代理人 1 人に対して 3 件以内（県工事以外の工事を含む場合は 2 件まで）

(ウ) 現場間の移動時間が最短 30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 設計金額 4,500 万円以上の工事（建築一式工事は 9,000 万円以上）の場合
建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、主任技術者の兼任が認められる要件（現場間距離 10km 以内）を満たす工事は、2 件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること。

「直接的な雇用関係」とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することを指す。したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

- (3) 入札者数の取扱いの緩和
全ての県発注工事及び工事に係る調査、測量、設計業務の入札において、入札者が1者の場合でも入札を有効とする。
 - (4) 相指名業者への下請制限の緩和
指名競争入札における同一の入札参加者への下請について、受注者からの申請により原則承認する。
- 2 特例措置（入札不調対策）の適用対象
本県発注の建設工事及び工事に係る調査、測量、設計業務について適用する。
 - 3 特例措置（入札不調対策）の適用期間
特段の入札制度改善がある場合を除き、令和7年度において適用する。

お問合せ先 愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ TEL：089-912-2643（係直通）
--